

保護者の皆様へ

高崎市長 富岡賢治
(担当：福祉部保育課)

保育所、認定こども園の登園自粛の解除について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年4月8日から市内のすべての認可保育所及び認定こども園に在籍するお子さんについて、登園自粛を要請いたしましたところ、多くの保護者の皆様にご協力をいただいております、あらためて感謝申し上げます。

このたび群馬県の緊急事態宣言が解除され、高崎市立小中学校についても、令和2年6月1日（月）から再開されることを踏まえ、登園の自粛期間については、すでにご案内のとおり令和2年5月31日（日）までとし、6月1日（月）から通常保育を再開することとしますので、お知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、通常保育の再開まで、引き続きご負担をおかけいたしますが、お子さんの健康を最優先とした本件要請の趣旨をご理解いただき、なにとぞご協力くださいますようお願いいたします。

1 登園自粛を要請する期間について

令和2年4月8日（水）から令和2年5月31日（日）まで

2 通常保育の再開について

令和2年6月1日（月）から

3 今後も引き続き気を付けていただきたい点について

保育所・認定こども園の職員も、出勤前の検温や、微熱や咳等の症状があれば出勤を見合わせるなど、健康管理や施設での感染症対策に努めて保育を実施していますので、保護者の皆様におかれましても、引き続き次の点にご留意ください。

- ・ 登園前には、お子さんの体温の計測をしてあげてください。
- ・ お子さんが発熱しているなど体調不良の際は、無理に登園させないようにしてください。
- ・ 過去に発熱等があった場合は、解熱後24時間程度は症状が悪化していないか特に気を付けて様子を見てあげてください。

【担当】保育課保育担当

TEL：027-321-1246（直通）

FAX：027-324-1849